

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしこれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

また、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（単位：百万円、％）

項目	当期末	前期末	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目</b>			
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	111,471	110,878	
うち、資本金及び資本剰余金の額	84,138	84,138	
うち、利益剰余金の額	27,938	27,362	
うち、自己株式の額(△)	29	34	
うち、社外流出予定額(△)	575	587	
うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	△ 717	△ 667	
うち、為替換算調整勘定	—	—	
うち、退職給付に係るものの額	△ 717	△ 667	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額	—	—	
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	3,280	3,660	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	3,280	3,660	
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—	
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	1,137	1,406	
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	180	232	
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 115,351	115,510	
<b>コア資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,185	1,335	297
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	96	145	
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,089	1,190	297
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	1,029	811	770
適格引当金不足額	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
退職給付に係る資産の額	2,095	1,652	413
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	—	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
コア資本に係る調整項目の額	(ロ) 4,311	3,799	
<b>自己資本</b>			
自己資本の額((イ)－(ロ))	(ハ) 111,039	111,710	
<b>リスク・アセット等</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	1,266,611	1,224,172	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	703	1,472	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	—	297	
うち、繰延税金資産	—	202	
うち、退職給付に係る資産	—	413	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 4,350	△ 4,650	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	5,053	5,209	
うち、自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	56,285	59,694	
信用リスク・アセット調整額	—	—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—	
リスク・アセット等の額の合計額	(ニ) 1,322,896	1,283,866	
<b>連結自己資本比率</b>			
連結自己資本比率((ハ)／(ニ))	8.39	8.70	

(注) 1. 上記「自己資本の構成に関する開示事項（連結）」に掲げた計表は、2015年3月26日公布の金融庁告示第25号により定められた様式に従って記載しております。

なお、本表中、「当期末」とあるのは、「2019年3月末」を指します。

2. 上記に掲げた「自己資本の構成に関する開示事項」の開示に使用する附則別紙様式第4号の経過措置期間が終了したため、当期末については、「2014年金融庁告示第7号（以下「開示告示」という。）」別紙様式第12号により開示しております。

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

## 定性的な開示事項

### 連結の範囲に関する事項

- 持株自己資本比率告示第15条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

連結自己資本比率の算出対象となる持株会社グループに属する会社と、会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありません。

- 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容

2019年3月末の持株会社グループに属する連結子会社は6社であります。

会社名称	主要な業務の内容
株式会社きらやか銀行	銀行業
株式会社仙台銀行	銀行業
きらやかリース株式会社	リース業務
きらやかカード株式会社	クレジットカード・信用保証業務
きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	コンサルティング ベンチャーキャピタル業務
山形ビジネスサービス株式会社	事務受託業務

- 持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ございません。

- 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容  
該当ございません。

- 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要  
特段の制限はございません。

### 自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第14条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

#### 【普通株式】

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2018年3月末 24,103百万円	2019年3月末 24,108百万円
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

#### 【強制転換条項付優先株式】

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	B種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2018年3月末 30,000百万円	2019年3月末 30,000百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2021年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. B種優先株式は、B種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「B種取得請求期間」という。）（2013年4月1日～2036年9月30日）中、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。  
2. 当社は、B種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をB種優先株式主に交付する。

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	C種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2018年3月末 20,000百万円	2019年3月末 20,000百万円
配当率又は利率	日本円TIBOR（12ヶ月物）+1.15%	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2019年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. C種優先株式は、C種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「C種取得請求期間」という。）（2012年12月29日～2024年9月30日）中、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができる。  
2. 当社は、C種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をC種優先株式主に交付する。

発行主体	当社	
資本調達手段の種類	D種優先株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2018年3月末 10,000百万円	2019年3月末 10,000百万円
配当率又は利率	預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	2022年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	(注) 1、2	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

(注) 1. D種優先株式は、D種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「D種取得請求期間」という。）（2013年6月29日～2037年12月28日）中、当社がD種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができます。

2. 当社は、D種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をD種優先株式主に交付する。

#### 【非支配株主持分】

発行主体	きらやかリース株式会社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2018年3月末 83百万円	2019年3月末 62百万円
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

発行主体	きらやかコンサルティング&パートナーズ株式会社	
資本調達手段の種類	普通株式	
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	2018年3月末 149百万円	2019年3月末 117百万円
配当率又は利率	—	
償還期限の有無	無	
その日付	—	
償還等を可能とする特約の概要	—	
初回償還可能日及びその償還金額	—	
償還特約の対象となる事由	—	
他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要	—	
元本の削減に係る特約の概要	—	
配当等停止条項の有無	無	
未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	
ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要	—	

#### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当社及び銀行子会社（以下「当社グループ」という。）では、業務運営上のリスクのうち、「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」をそれぞれ評価し、総合的に把握したリスク量が、自己資本（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く。）の範囲内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適切性の維持に努める方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境及びリスク評価方法等に留意するとともに、定期的又は必要に応じて随時、取締役会等において検証し、例えば自己資本充実度が十分でない場合等は、自己資本増強等の対応策を検討、実施する方針としております。

#### 信用リスクに関する事項

##### ● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、貸出業務を行う際、お客様の財務内容や資金使途、返済能力などを総合的に勘案して適切な審査を行っております。

また、信用リスク管理部門は、信用格付を活用してリスク量計測や貸出資産ポートフォリオのモニタリングを行うことにより、適切な信用リスク管理に努めております。リスク管理の状況につきましては、定期的又は必要に応じて、リスク管理委員会に報告を行っております。

##### （自己査定と償却・引当）

当社グループでは、健全な財務内容を維持していくために、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を定期的に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っております。

##### ● 標準的手法が適用されるポートフォリオについて（リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称）

リスク・ウェイトの判定において、きらやか銀行では、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク、S&Pグローバル・レーティング及びフィッチレーティングスリミテッドの5格付機関、仙台銀行では、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク及びS&Pグローバル・レーティングの4格付機関を使用しております。

**信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要**

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と自行預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

銀行子会社では、貸出等の与信行為を行うにあたり返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で信用リスクを軽減するために担保や保証等をいただくことがあります。

銀行子会社が適用している担保や保証の種類としましては、担保では預金、有価証券、不動産等、保証では、政府関係機関、地方公共団体等であり、一般の保証会社等については、銀行子会社が定める内部規定に基づいて適切な取扱いを行っております。

自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保、適格保証及び貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。

なお、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用する方法として、当社グループでは簡便手法を用いております。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

**きらやか銀行**

当行における派生商品取引としては、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、格付や債務者区分に応じて、適切にリスク管理を行っております。

**仙台銀行**

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、格付や債務者区分に応じて、適切にリスク管理を行っております。

当行では、派生商品取引に係る担保による保全本は行っておりません。また、担保を追加的に提供することが必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

**証券化エクスポージャーに関する事項**

**きらやか銀行**

該当ございません。

**仙台銀行**

該当ございません。

**オペレーショナル・リスクに関する事項**

● **リスク管理の方針及び手続の概要**

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクなど業務に関する幅広いリスクをいいます。当社グループでは、規程の整備、営業店への研修や事務指導を通して堅確な事務処理体制の整備に努めております。また、オペレーショナル・リスクをその特性に応じて「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」等に分類し、各リスクの主管部署を定め、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備に取り組んでおります。

● **オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称**

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出については、告示に定める「基礎的手法」を採用しております。

(注)「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

● **先進的計測手法を使用する場合における事項**

該当ございません。

**出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要**

当社グループでは、株式等エクスポージャーは、価格変動リスクが大きく、自己資本を毀損するリスクがあるため、各子銀行におきまして、ポジション枠を設定して適正な範囲内にコントロールしております。

出資等又は株式等のリスク管理につきましては、当社グループのリスク統括部が統合的なリスクの評価、モニタリングを行い、また、定期的に評価損益やVaR（バリュー・アット・リスク）等のリスク量の把握を行い、定期的又は随時、グループリスク管理委員会に報告を行っております。

**金利リスクに関する事項**

● **リスク管理の方針及び手続の概要**

当社グループは、管理が可能なリスクについては、能動的に一定のリスクを取り収益機会としていますが、管理不可能なリスクは極力回避することを基本的な方針としております。また、リスクの計測態勢の整備に努めるとともに、過度に特定種目に投資する集中リスクを排除し、リスク分散に努めております。

金利リスクの管理対象は全ての金利感応資産・負債（オフ・バランスを含む）とし、銀行子会社において預貸金取引は月次、その他の市場性取引は日次でリスク量を計測しております。これらの金利リスク計測については、VaR、BPV（ベース・ポイント・バリュー）といったリスク指標のほか、銀行勘定の金利リスクとしてΔEVE（金利変動に伴う経済価値の変化量）を月次で計測しております。

金利リスクを含む市場リスクを適切にコントロールするため、当社は保有限度枠やリスク資本使用枠の管理枠を定めております。

銀行子会社において金利リスクを削減する際は、有価証券の購入・売却のほか、金利スワップ等のヘッジ取引を活用しており、ヘッジ会計を適用する場合があります。

## ● 金利リスク算定手法の概要

### (1)銀行勘定の金利リスク (IRRBB : Interest Rate Risk in the Banking Book)

各銀行子会社は、コア預金モデルを使用して流動性預金に金利改定の満期を割り当てており、当社グループにおける金利改定の満期は平均3.490年、最長10年となっております。コア預金モデルは、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間銀行に滞留する預金をコア預金と推計し、満期を割り当てております。具体的には、普通預金など満期のない流動性預金について、預金種別や顧客属性等別の過去の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高を保守的に推計することで、実質的な満期を計測しております。計測結果については、バックテスト等による検証を行っております。

固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、過去の実績データの蓄積が十分ではないため、保守的な前提として金融庁が定める設定値を反映させて考慮しております。

複数通貨の取扱いについては、主要な通貨を計測対象としているほか、通貨間の金利の相関を考慮しない保守的な方法により合算しております。

クレジットスプレッド等のスプレッドに関しては、割引金利に含めておりません。

ΔEVEは、コア預金モデルのパラメータ値の見直しなどにより重大な影響を受ける可能性があります。

ファンド等の金利リスクについては、重要性に応じ簡便的な方法等により適切に計測し、保守的な方法により合算しております。

現状、当社グループのΔEVEは連結自己資本の額の20%以内に収まっており、金利リスク管理上問題のない水準と認識しております。

### (2)内部管理上使用している金利リスク

当社グループの銀行子会社は内部管理において、ΔEVE以外にもVaR、BPVなどを用いて金利リスクを計測しております。

VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間99%、観測期間1年のコリレーション法（分散共分散法）により計測しております。VaRとは、将来のある一定期間（保有期間）のうちに、ある一定の確率（信頼区間）の範囲内で、金融資産・負債が被る可能性のある最大損失額を統計的手法により推計したものであり、保有期間は、商品の手仕舞い期間などを考慮した適切な期間としております。

BPVは、金利1bp（0.01%）の変化により、保有資産・負債の現在価値がどの程度変化するかを計測する手法であり、預貸金、債券等の業務別に計測しております。

# 自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

Jimoto Holdings

## 定量的な開示事項

その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額該当ございません。

### 自己資本の充実度に関する事項

#### 信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

項目	2018年3月期		2019年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本の額	リスク・アセット	所要自己資本の額
<b>[資産(オン・バランス)項目]</b>				
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	27	1	0	0
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	533	21	548	21
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	472	18	480	19
我が国の政府関係機関向け	4,528	181	4,561	182
地方三公社向け	15	0	5	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	35,336	1,413	29,809	1,192
法人等向け	443,124	17,724	473,381	18,935
中小企業等向け及び個人向け	304,758	12,190	312,770	12,510
抵当権付住宅ローン	49,595	1,983	60,074	2,402
不動産取得等事業向け	227,734	9,109	248,670	9,946
三月以上延滞等	3,439	137	3,562	142
取立未済手形	30	1	46	1
信用保証協会等による保証付	7,698	307	8,101	324
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	46	1	44	1
出資等	68,000	2,720	48,027	1,921
（うち出資等のエクスポージャー）	68,000	2,720	48,027	1,921
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—
上記以外	68,510	2,740	67,951	2,718
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	7,750	310	7,250	290
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	5,518	220	5,070	202
（うち上記以外のエクスポージャー）	55,242	2,209	55,630	2,225
証券化(オリジネーターの場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
証券化(オリジネーター以外の場合)	—	—	—	—
（うち再証券化）	—	—	—	—
複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産	1,663	66	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	6,122	244	5,053	202
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 4,650	△ 186	△ 4,350	△ 174
<b>資産(オン・バランス)計</b>	<b>1,216,989</b>	<b>48,679</b>	<b>1,258,741</b>	<b>50,349</b>
<b>[オフ・バランス取引等項目]</b>				
任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	—	—	—	—
原契約期間が1年以下のコミットメント	195	7	155	6
短期の貿易関連偶発債務	—	—	—	—
特定の取引に係る偶発債務	703	28	653	26
N I F又はR U F	—	—	—	—
原契約期間が1年超のコミットメント	276	11	746	29
内部格付手法におけるコミットメント	—	—	—	—
信用供与に直接的に代替する偶発債務	3,880	155	4,452	178
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後)	—	—	—	—
先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—	—	—
有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,776	71	1,458	58
派生商品取引	118	4	143	5
長期決済期間取引	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	—	—	—	—
上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—	—	—
<b>オフ・バランス取引等項目 計</b>	<b>6,950</b>	<b>278</b>	<b>7,609</b>	<b>304</b>
<b>[C V Aリスク相当額](簡便的リスク測定方式)</b>	<b>209</b>	<b>8</b>	<b>215</b>	<b>8</b>
<b>[中央清算機関関連エクスポージャー]</b>	<b>23</b>	<b>0</b>	<b>45</b>	<b>1</b>
<b>合計</b>	<b>1,224,172</b>	<b>48,966</b>	<b>1,266,611</b>	<b>50,664</b>

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

項目	2018年3月期	2019年3月期
	所要自己資本の額	
信用リスク(標準的手法)	48,966	50,664
オペレーショナル・リスク(基礎的手法)	2,387	2,251
合計	51,354	52,915

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高(地域別、業種別、残存期間別)  
(連結) (単位：百万円)

項目	2018年3月期					2019年3月期				
	信用リスク・エクスポージャー期末残高					信用リスク・エクスポージャー期末残高				
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	有価証券	デリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	
国内計	2,561,282	1,805,200	587,218	591	4,767	2,527,807	1,878,503	501,642	717	3,939
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	2,561,282	1,805,200	587,218	591	4,767	2,527,807	1,878,503	501,642	717	3,939
製造業	165,397	147,478	17,796	—	98	163,553	148,444	14,975	—	61
農業、林業	9,264	9,252	—	—	11	10,409	10,322	—	—	85
漁業	1,550	1,549	—	—	—	1,510	1,510	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1,324	1,324	—	—	—	926	926	—	—	—
建設業	147,760	144,468	3,097	—	181	153,578	149,078	4,297	—	186
電気・ガス・熱供給・水道業	9,239	7,728	1,508	—	—	10,436	9,219	1,214	—	—
情報通信業	13,474	12,370	772	—	315	14,562	11,065	3,174	—	305
運輸業、郵便業	66,924	50,460	16,421	—	—	64,057	50,340	13,675	—	10
卸売業、小売業	138,293	129,103	8,278	—	861	145,920	136,075	8,945	—	852
金融業、保険業	268,166	167,305	100,026	483	—	276,164	209,079	65,216	396	—
不動産業、物品賃貸業	347,123	329,256	16,606	—	1,141	366,354	352,147	13,016	—	1,060
各種サービス業	190,192	182,947	5,520	—	1,690	190,839	185,850	4,107	—	847
国・地方公共団体	456,048	196,954	258,312	—	—	390,109	159,518	229,803	—	—
その他	746,521	425,000	158,876	108	466	739,384	454,925	143,216	320	528
業種別合計	2,561,282	1,805,200	587,218	591	4,767	2,527,807	1,878,503	501,642	717	3,939
1年以下	406,010	314,079	87,795	—	2,003	472,334	369,428	97,946	—	1,585
1年超3年以下	353,198	151,989	201,008	60	130	310,587	148,481	161,764	35	283
3年超5年以下	347,670	209,588	137,303	43	695	285,784	183,565	100,847	61	1,299
5年超7年以下	149,317	132,823	15,555	30	902	161,754	126,592	35,056	30	52
7年超10年以下	236,170	161,458	74,355	30	304	215,534	176,232	38,872	361	68
10年超	836,768	791,974	43,745	427	621	875,246	830,080	44,371	228	565
期間の定めのないもの	232,145	43,285	27,455	—	108	206,566	44,122	22,783	—	85
残存期間別合計	2,561,282	1,805,200	587,218	591	4,767	2,527,807	1,878,503	501,642	717	3,939

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。  
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャー、又は引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中の増減額

(連結)

(単位：百万円)

項目	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
一般貸倒引当金	2,935	724	3,660	3,660	△ 379	3,280
個別貸倒引当金	9,704	△ 1,769	7,934	7,934	△ 846	7,088
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	12,640	△ 1,045	11,594	11,594	△ 1,226	10,368

(注) 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳  
(連結)

(単位：百万円)

	2018年3月期			2019年3月期		
	期首残高	期中増減額	期末残高	期首残高	期中増減額	期末残高
国内計	9,704	△ 1,769	7,934	7,934	△ 846	7,088
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	9,704	△ 1,769	7,934	7,934	△ 846	7,088
製造業	2,021	△ 707	1,314	1,314	38	1,353
農業、林業	79	△ 12	66	66	△ 40	25
漁業	80	0	80	80	△ 0	80
鉱業、採石業、砂利採取業	0	△ 0	0	0	45	45
建設業	488	△ 223	265	265	529	795
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	△ 0	0
情報通信業	103	39	142	142	274	417
運輸業、郵便業	277	△ 4	273	273	△ 136	136
卸売業、小売業	862	168	1,030	1,030	203	1,234
金融業、保険業	0	0	0	0	15	16
不動産業、物品賃貸業	501	△ 13	488	488	66	554
各種サービス業	3,804	△ 696	3,107	3,107	△ 1,490	1,616
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他の	1,483	△ 320	1,163	1,163	△ 351	811
業種別合計	9,704	△ 1,769	7,934	7,934	△ 846	7,088

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額  
(連結)

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
製造業	3	133
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	3	—
建設業	8	10
電気・ガス・熱供給・水道業	3	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	18	—
卸売業、小売業	86	78
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	3	29
各種サービス業	16	211
国・地方公共団体	—	—
その他の	38	28
業種別合計	182	492

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第226条（持株自己資本比率告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（持株自己資本比率告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	格付あり	格付なし	格付あり	格付なし
0%	93,115	721,042	122,648	584,117
10%	2,414	139,580	1,704	144,060
20%	133,616	29,272	138,924	22,063
35%	—	140,034	—	170,317
50%	126,619	744	123,929	873
75%	—	395,400	—	407,154
100%	41,935	729,498	24,761	774,920
150%	—	1,893	—	2,120
250%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	397,702	2,157,466	411,966	2,105,628

(注) 「格付あり」エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。

**信用リスク削減手法に関する事項**

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー	48,154	37,892
保証又はクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー	114,298	79,698

(注) 適格金融資産担保には、貸出金と自行預金の相殺が可能なエクスポージャー(2018年3月期: 23,599百万円、2019年3月期: 24,654百万円)を含んでおります。

**派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項**

**イ. 与信相当額の算出に用いる方式**

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額(ポテンシャル・エクスポージャー)を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

**ロ. グロス再構築コストの額(零を下回らないものに限る。)の合計額**

該当ございません。

**ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額**

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
与信相当額	591	717
派生商品取引	591	717
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	591	717
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

**ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額**

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額	—	—

**ホ. 担保の種類別の額**

該当ございません。

**ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額**

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
与信相当額	591	717
派生商品取引	591	717
外国為替関連取引	—	—
金利関連取引	591	717
株式関連取引	—	—
その他取引	—	—
クレジット・デリバティブ	—	—

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

**ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額**

該当ございません。

**チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額**

該当ございません。

**証券化エクスポージャーに関する事項**

持株会社グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項  
該当ございません。

持株会社グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額  
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額  
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額  
該当ございません。

- (3) 持株自己資本比率告示第226条並びに第226条の4第1項第1号及び第2号の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳  
該当ございません。

- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳  
該当ございません。

**出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項**

連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(単位：百万円)

	2018年3月期		2019年3月期	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	13,297		6,488	
上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額	1,957		2,063	
合計	15,255	15,255	8,552	8,552

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
売却損益額	1,614	1,297
償却額	3	310

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2018年3月期	2019年3月期
連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額	3,298	810

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

**リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項**

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項  
該当ございません。

**金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額**

持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

(単位：百万円)

2018年3月期	
△	5,789

(注) 1. 銀行子会社2行単体の金利リスク量を合算しております。(銀行子会社の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であることから、銀行単体の金利リスク量を計測しております。)  
2. 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセントイル値と99パーセントイル値による金利ショックに対する経済的価値の増減額であります。  
3. 日本円以外の外貨建資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計測しております。

**金利リスクに関する事項**

上記「金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額」について、「開示告示」が改正されたため、2019年3月期より改正後の「開示告示 別紙様式第11号の2」を用いて本開示事項を記載しております。

2019年3月期

(単位：百万円)

**IRRBB1：金利リスク**

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		ΔEVE		ΔNII					
		当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	9,033							
2	下方パラレルシフト	0							
3	スティープ化	6,847							
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	9,033							
		ホ		ヘ					
		当期末		前期末					
8	自己資本の額	111,039							

(注) 上記「IRRBB1：金利リスク」のロ欄、ハ欄、ニ欄及びヘ欄は、「開示告示 別紙様式第11号の2」の経過措置に係る注意書きにより記載しておりません。